

事 務 連 絡

平成 23 年 7 月 29 日

各団体 御中

東京都産業労働局商工部  
経営支援課長 吉村恵一

### 東京都の補正予算に係る新規事業の案内

日頃より、東京都の中小企業施策の推進あたり、ご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。各団体におかれましては、このたびの東日本大震災後の対応に非常にご苦労されていることとお察しいたします。

この影響等を考慮した上で、この度、東京都の補正予算による新規事業が立ち上がりました。

ここに、新規事業のご案内を送付させていただきますので、下記の支援策について、傘下の組合員様へご周知いただけますようよろしくお願いいたします。

#### 記

1. 中小企業団体による放射線測定機器購入費の助成事業
2. 自家発電設備導入費用の助成事業
3. 都内中小製造業の被災地での事業継続に係る支援事業

※本件に関する問い合わせにつきましては、各パンフレットのお申込・問い合わせ先をご参照ください。

8.1~  
スタート

# 中小企業団体による 放射線測定機器購入費を助成します



東京都では、震災に伴い発生した福島第一原子力発電所の放射能事故に起因する風評被害に対応するため、都内の中小企業団体が放射線測定機器を購入する費用に対して助成金を交付し、その構成員である中小企業者が製品の放射線を自主的に検査し、その安全性をアピールする取組みを支援します。

## 1 助成対象

### ○ 申請できる団体（申請要件）

中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第158号）第3条に基づく中小企業団体で、東京都内に主たる事業所を有していること。

### ○ 助成対象機器

サーバイメータ等の放射線を測定する機器、付属備品の購入費用及び役務費に対して助成を行います。

- ※ 機器購入費 …… 校正証書のあるもの、国際規格等に合格しているものに限り、  
付属品購入費 …… 利用するにあたり必要最低限のものに限り、(例：キャリングケース、フィルタ等)  
役務費 …… 放射線測定機器購入時の送料、手数料等のことです。

※ 交付決定日から平成24年3月31日までの間に納品・支払いが行われたものに限り、ただし、平成23年3月11日から7月31日までの間に納品・支払いが行われた機器であっても、申請要件を満たし、必要書類の提出が可能な場合については助成対象となります。

## 2 助成率・助成上限額

### ○ 助成率

助成対象経費の **4分の3** 以内

1団体につき3台まで  
1台あたり37万5千円まで

### ○ 助成上限額

購入台数	1台	2台	3台
助成上限額	375,000円	750,000円	1,125,000円

## 3 受付期間：平成23年8月1日から助成事業終了まで

## 4 助成金の申し込み先

受付先： 東京都中小企業団体中央会  
所在地： 東京都中央区銀座2-10-18 東京都中小企業会館  
電話： 03-3542-0318  
\*8月2日以降は03-6278-7935（専用ダイヤル）へ  
担当： 支援課 小野塚、池谷  
URL： <http://www.tokyochuokai.or.jp>

募集要項・申請書は、東京都中小企業団体中央会ホームページよりダウンロードしてください。

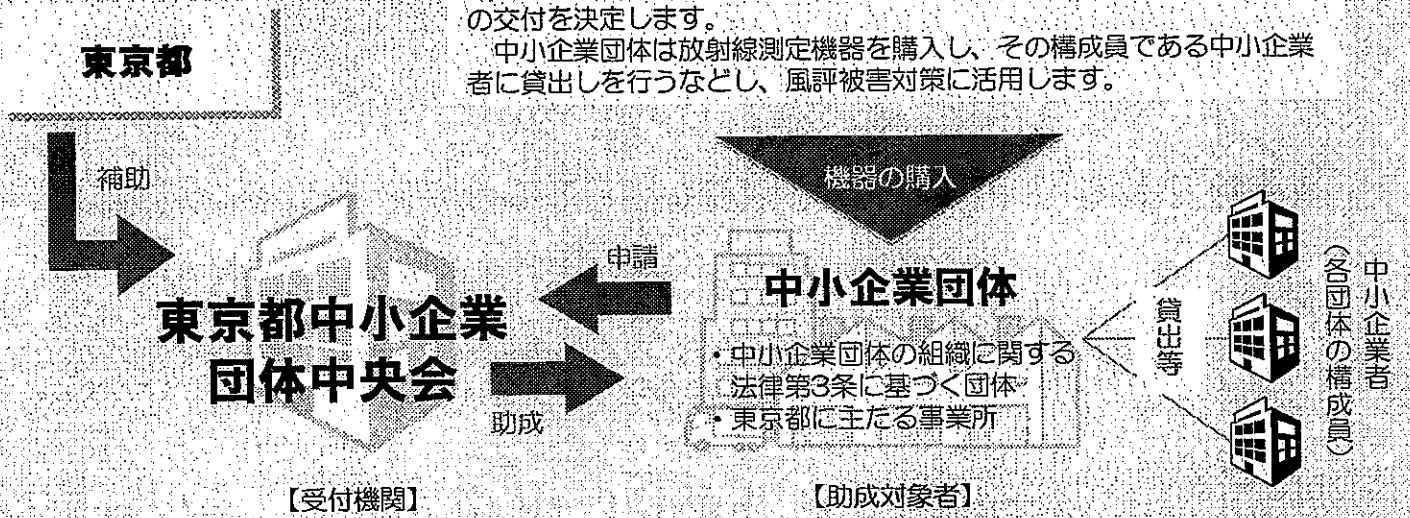
【放射線測定機器購入費用助成事業に関するお問い合わせ】

産業労働局 商工部 経営支援課  
電話：03-5320-4798（直通） 内線：36-672

## 5 参考(事業概要)

東京都中小企業団体中央会が、中小企業団体からの申請を受け助成金の交付を決定します。

中小企業団体は放射線測定機器を購入し、その構成員である中小企業者に貸出しを行うなどし、風評被害対策に活用します。



# 電力確保に努める中小企業の皆様へ自家発電導入を支援します！

平成 23 年度緊急対策事業 中小企業向け電力自給型経営促進支援事業



## 自家発電設備導入費用助成のご案内



東京都及び（公財）東京都中小企業振興公社では、自ら電力使用制限に対応し、事業活動の継続に必要な電力の確保に取り組む「電力自給型経営」を実践する中小企業等を支援するため、中小企業による自家発電設備の導入に対し、助成を行います。

### 1. 助成対象

生産活動・事業活動の継続にあたって、自家発電設備による電力の確保が必要不可欠な都内中小企業者及び中小企業グループ\*

※中小企業グループとは、3社以上の中小企業により構成され、共同受電を行う団体で、法人格を有するもの、もしくは交付決定までに法人格を取得することが要件となります。

### 2. 対象機器

都内の自社内に設置する、原則として出力 10kw 以上の内燃力（ガスタービン式ディーゼル式等）を原動力とする自家発電設備及びその付帯設備（例：配電盤、変圧器、燃料タンク、蓄電池等）

### 3. 対象経費

設備費（機器費、付帯設備費）、設計工事費

### 4. 事業の助成率及び助成限度額

対象者	中小企業単独	中小企業グループ
助成率	1/2 以内（2/3 以内）※1	2/3 以内（3/4 以内）
助成限度額	1,500 万円（2,000 万円）	5 億円（5.6 億円）※2

※1（ ）内は平成 23 年度中に申請があった場合に適用する助成率及び助成限度額

※2 助成限度額については、原則としてグループ構成企業数に 2,000 万円（2,250 万円）を乗じた金額とし、5 億円（5.6 億円）を限度に事業内容に応じて決定

### 5. 助成対象期間

平成 23 年 3 月 11 日※から平成 25 年 3 月 31 日まで

※本事業は助成事業者決定以降の対象機器の発注を原則としますが、以下の場合に限り平成 23 年 3 月 11 日に遡って助成対象といたします。

①契約電力量が 500kw 以上の方が電力使用制限に対応するため対象機器を 3 月 11 日から 8 月 1 日までの間に発注した場合（設置済みも含む）

②それ以外の方が 3 月 11 日から 8 月 1 日までの間に対象機器を発注し、お申込み時に未設置の場合

### 6. 申込期間

平成 23 年 8 月 1 日から平成 24 年 9 月 30 日まで

※ただし、平成 25 年 3 月 31 日までに事業が完了するものについて助成対象とします。

### 7. 申込方法・申込先

(1) 申込方法 申込書類一式を下記窓口まで持参の上、お申し込みください。（郵送・FAX は不可とします。）

(2) 申込先 公益財団法人東京都中小企業振興公社 総合支援部設備リース課  
千代田区神田佐久間町 2-20 翔和秋葉原ビル 2 階 電話 03-5822-9031

助成対象、申込書類等の詳細につきましては公社ホームページ (<http://www.tokyo-kosha.or.jp/>) をご覧ください。

#### ■ 問い合わせ先:

東京都産業労働局商工部調整課

電話 03-5320-4888

公益財団法人東京都中小企業振興公社

総合支援部設備リース課

電話 03-5822-9031

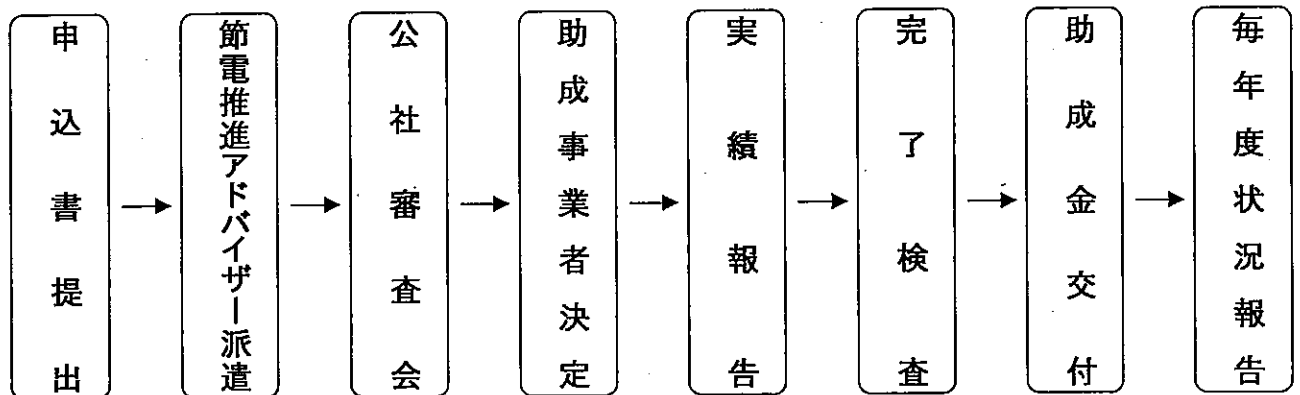
## 【助成要件】

自家発電設備導入計画や経営内容を審査し、助成対象者を決定します。

なお、審査に先立って公社の節電推進アドバイザー派遣等をご利用いただき、節電に対するアドバイスを受けていることを条件とします。

(注意) 都・国等における他の助成事業と重複している場合は、助成対象外となります。

## 【申込の流れ】



# 中小企業被災地事業継続特別支援事業

## 都内中小製造業の被災地での事業再開を支援します!

東日本大震災による都内企業の二次的被害の防止や被災地での経済復興を図るために、被災地で被害を受けた工場等を有する都内中小製造事業者に対し、経営等の専門家（中小企業診断士等）を現地に派遣し、事業再開への取組みを強力に支援するとともに、損壊した建物・設備等の建替・修繕等の経費の一部を助成します。

**対象事業者** 被災地で被害を受けた工場等を持つ都内の中小製造事業者

※被災地とは、震災特別法に定める特定被災区域又は、原災法による計画的避難区域、緊急時避難準備区域のこと。

ただし、特定被災区域の事業者の場合は、全壊、大規模半壊又は半壊のり災証明を受けていること。

### 支援内容

#### ●専門家の派遣（東京都中小企業団体中央会実施）

被災地での事業活動の継続に向けて、復旧等のために必要な経営計画、資金計画、施設等整備計画等の作成について、専門的な見地からの助言指導を行います。

#### ●経費の助成（（公財）東京都中小企業振興公社実施）

上記専門家の派遣を受けた事業者が、被災地で損壊した工場等の操業を再開するために行う建替、修繕等に必要経費の一部を助成します。

（助成内容） 助成率 1/2 以内 助成額 500万円以上8,000万円以内

（助成対象期間） 交付決定日から助成事業の完了の日まで

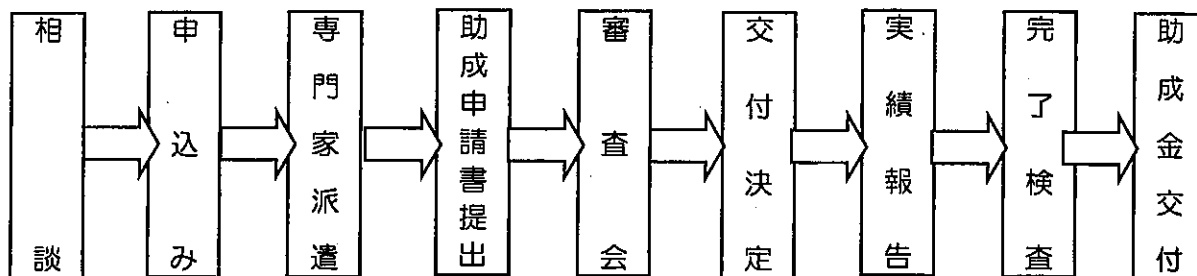
ただし、写真や書類等による事実確認が可能な場合に限り、平成23年3月11日から交付決定の前日までを含みます。また、助成事業完了の日については、平成25年2月28日を最終の日とします。

### 受付期間

●専門家の派遣申込み 平成23年8月25日から平成23年9月7日まで

●助成金の申請 平成23年9月15日から平成23年9月28日まで

### 【事業の流れ】



募集案内、申込み方法については、8月22日以降に（公財）東京都中小企業振興公社及び東京都中小企業団体中央会のホームページにて公表します。

あわせて、本事業に関して、説明会を実施します。（詳細は裏面をご覧ください。）

### 【問い合わせ先】

産業労働局商工部調整課 電話03-5320-4888

公益財団法人東京都中小企業振興公社

企画管理部助成課 電話03-3251-7895


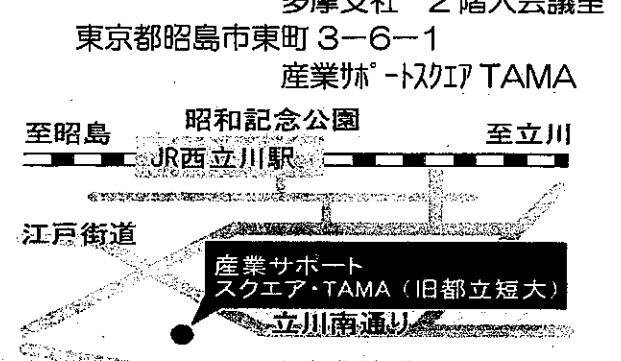
東京都中小企業団体中央会支援課 電話03-3542-0318

8月2日以降は以下にご連絡ください。

電話03-6278-7935

# 中小企業被災地事業継続特別支援事業説明会を実施します

事業内容及び申請方法等についての事業説明会を下記の日程で実施します。  
 説明会のお申し込みは、東京都中小企業団体中央会あてに FAX にてお申込み  
 ください。

<p><b>【銀座会場】</b>                  日時 8月22日(月) 13時30分～                  定員 80名                  (定員に達し次第、締切とさせていただきます。)                  場所 中小企業会館 9階講堂                  東京都中央区銀座2-10-18</p> 	<p><b>【多摩会場】</b>                  日時 8月24日(水) 13時30分～                  定員 70名                  (定員に達し次第、締切とさせていただきます。)                  場所 東京都中小企業振興公社                  多摩支社 2階大会議室                  東京都昭島市東町3-6-1                  産業サポーターシア TAMA</p> 
---	---

東京都中小企業団体中央会支援課 宛

## 中小企業被災地事業継続特別支援事業説明会参加申込書

企業名			
所在地	〒      ー		
出席者名		TEL	
E-mail		FAX	
希望日 (○で囲んで下さい)	8月22日 (銀座会場)		8月24日 (多摩会場)

※ ご記入後は、FAX (03-3545-2190) にお送りください。

お問い合わせ先 (説明会申込受付先)  
 東京都中小企業団体中央会 支援課 小野塚・池谷  
 電話 03-3542-0318 FAX 03-3545-2190  
 ホームページ <http://www.tokyochuokai.or.jp/>  
 (説明会の詳細は、7月28日14時よりホームページに掲載し、受付を開始します。)